

第4次石狩市男女共同参画計画 【概要版】

■第1章 計画の策定にあたって

第1章では、計画の策定目的、期間、位置づけ、策定体制について記載しています。

●計画の策定目的

平成11年に制定・交付された「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題に位置付けています。

本市では、平成12年度に最初の男女共同参画計画である「いしかり男女共同参画プラン21」を策定、以来3次にわたる計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に展開してきました。

令和3年3月に「第3次男女共同参画計画」の計画期間が終了するにあたり、これまでの課題や成果を整理し、将来に向けて男女共同参画社会の実現を目指す取組の指針として「第4次石狩市男女共同参画計画」を策定するものです。

●期間

令和3年度から令和7年度の5年間とします。

●位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画（DV被害者支援基本計画）」として位置づけます。

また、上位計画である石狩市総合計画や、各部所管の個別計画との整合性を考慮するとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び北海道の「第3次北海道男女平等参画基本計画」等を勘案して策定します。

●策定体制

本計画は、学識経験者や男女共同参画関連団体関係者、市民の代表で構成する「石狩市男女共同参画推進委員会」と、市長を会長とし、行政職員で構成する「石狩市男女協働参画行政推進会議」で検討協議を行いました。

また、市民を対象に、男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、本市の現状と課題や市民ニーズの把握に努めました。

■第2章 石狩市における男女共同参画に関する現状と課題

第2章では、市民意識調査結果や、第3次男女共同参画計画の進捗状況からみる現状と課題について記載しています。

●男女共同参画に関する市民意識調査

〈調査概要〉

- ・無作為抽出した市内在住の18歳以上の男女各600人（計1,200人）を対象に実施
- ・270件回収（回収率22.5%）

〈男女平等に関する意識〉

- ・男女が「平等である」と回答した割合を年代別にみると18・19歳が最も高く58.7%、年代が上がるごとに回答率が下がり、60代が最も低く24.8%でした。

〈男女の固定的な役割分担意識〉

- ・「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を決める考え方に「反対」という回答は、男性が56.9%、女性が75.4%と、男女で意識にやや違いがあります。

〈ワーク・ライフ・バランス〉

- ・男女ともに「仕事、家庭生活、地域・個人の生活」を優先することを希望していますが、現実には女性が「家庭」、男性が「仕事」を優先しており、希望と現実にギャップが生じています。

〈DV被害の状況について〉

- ・男性の7人に1人（13.4%）、女性の3人に1人（30.9%）が、過去5年間に「DV被害を受けた」と回答しました。
- ・DV被害を受けた際に、男性の8割、女性の4割以上が「どこにも相談しなかった」と回答しました。

●第3次石狩市男女共同参画計画の進捗状況

第3次計画において基本目標ごとに設定した成果指標については、計画初年度の平成28年度から比較すると、多少の増加傾向にはありますが大きな変化はありません。また、全ての項目において目標値を下回っています。

【成果指標の達成度】

	項 目	実 績 値					目標 R2
		H28	H29	H30	R1	R2	
I	「男女共同参画社会」という用語の周知度	55.0%	58.3%	56.8%	56.7%	-	100%
II -1	市の審議会等委員に占める女性の割合	36.5%	34.9%	32.3%	32.6%	31.9%	40%
II -2	市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合	14.9%	15.8%	15.7%	15.4%	15.7%	20%
II -3	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	37.8%	39.5%	42.5%	46.3%	-	100%
III	DV にあたる行為を認識している市民の割合	71.9%	66.1%	73.2%	68.2%	-	100%

■第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、基本理念、基本目標、重点施策、体系について記載しています。

●基本理念

- I 男女平等の確立
- II 自立社会の形成

●基本目標

- I 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり
- II あらゆる分野における男女共同参画社会の推進
- III 安心して暮らせる社会の実現

●重点施策

- I 子どもの男女共同参画の理解促進
- II ワーク・ライフ・バランスの推進
- III 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

●体系

基本理念 「男女平等の確立」 「自立社会の形成」

○基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

- ◇施策1：固定的な性別役割分担意識の解消
 - (1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
 - (2) 男女共同参画の現状についての実態把握
 - (3) 市役所における意識づくり
- ◇施策2：子どもの男女共同参画の理解促進
 - (1) 子どもへの男女平等の意識づくり
 - (2) 子どもを取り巻く関係者の意識啓発

○基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

- ◇施策1：政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - (1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - (2) 企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ◇施策2：働く場における男女共同参画を推進するための環境づくり
 - (1) 企業における男女平等の環境づくり
 - (2) 農林水産業における男女共同参画の推進
 - (3) 性別によらない多様な職業選択の推進
 - (4) 就業に関する情報の提供
- ◇施策3：ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供
 - (2) 男女がともに子育てや介護ができる環境づくり

女性活躍推進法第6条
第2項に基づく「女性活躍推進計画」

○基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

- ◇施策1：男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供
 - (2) 被害者に対する支援体制の充実
 - (3) 連携・協働による相談体制の充実
- ◇施策2：地域防災における男女共同参画の推進
 - (1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- ◇施策3：多様性を尊重する環境づくり
 - (1) 性的指向・性自認等に関する人権教育・意識啓発

DV防止法第2条の3
第3項に基づく「DV被害者支援基本計画」

■第4章 計画の施策展開

第4章では、基本目標ごとの施策展開について記載しています。

●施策展開

本計画は、これまでの計画に引き続き、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、全ての人が、一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会をつくるため、互いに個性と能力を尊重し合い、ともに社会に参画し、その責任と義務を分かち合う「男女共同参画社会」の実現を目指します。

基本理念の実現に向けて設定した3つの基本目標に基づき、各種施策を体系的に推進します。

〈基本目標〉	〈施策〉
I 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり	(1) 固定的な性別役割分担意識の解消 (2) 子どもの男女共同参画の理解促進
II あらゆる分野における男女共同参画社会の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 働く場における男女共同参画を推進するための環境づくり (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
III 安心して暮らせる社会の実現	(1) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 (2) 地域防災における男女共同参画の推進 (3) 多様性を尊重する環境づくり

■第5章 計画の推進体制

第5章では、推進体制の整備について記載しています。

●推進体制・進捗管理

本計画を効果的かつ効率的に推進していくため、本計画に記載されている施策事業については、石狩市男女共同参画推進委員会や、石狩市男女共同参画行政推進会議において、進捗状況の管理及び評価を実施し、効果的な進行管理に努めるとともに、その結果を市ホームページ等で公表することで情報共有を図ります。